



宮 崎 県 公 報

平成22年3月23日(火曜日)第2168号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁	
○化製場等に関する法律による動物の飼養又は収容の許可を必要とする区域の指定の一部改正… (衛生管理課) 1		生子防のための検査の実施…………… (畜産課) 3
○騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定の一部を改正する告示…………… (環境管理課) 2		○農業振興地域の指定の一部改正及び変更…………… (農村計画課) 4
○振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定の一部を改正する告示…………… () 2		○農業振興地域の指定の一部改正…………… () 4
○悪臭物質の規制地域の指定及び悪臭物質の規制基準の設定の一部を改正する告示…………… () 2		○農業振興地域の指定の変更…………… () 4
○騒音に係る環境基準の地域類型の指定の一部改正…………… () 2		○海岸保全区域の指定の廃止…………… (農村整備課) 5
○航空機騒音に係る環境基準の地域類型の指定の一部改正…………… () 3		○道路の区域の変更 (4 件) …………… (道路保全課) 5
○牛、馬、豚、鶏及びみつばちの監視伝染病の発		○道路の供用の開始 (3 件) …………… () 5
		○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 6
		○土砂災害特別警戒区域の指定…………… () 6
		訓 令
		○地方連絡協議会規程の一部を改正する訓令…………… (総合政策課) 6
		公 告
		○宮崎県土地利用基本計画の変更の公表…………… (総合政策課) 7
		○土地改良区の解散…………… (農村整備課) 7
		○県営土地改良事業計画の変更…………… () 7
		公安委員会規則
		○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例取扱規則の一部を改正する規則…………… 8

告 示

宮崎県告示第 166号

化製場等に関する法律による動物の飼養又は収容の許可を必要とする区域の指定 (平成2年宮崎県告示第 519号の2) の一部を次のように改正する。

平成22年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
市町村名	区 域	市町村名	区 域
[略]		[略]	
日南市	中央区 岩崎 木山 園田 春日 梅ヶ浜 材木町 西町 上町 下西 下東 瀬西 本町 新町 (上・下) 大手 小川 前鶴 鳥居下 今町 大堂津 桜ヶ丘 川向 星倉住宅 仮屋講 南平 星倉山瀬 中央団地 戸高山瀬 日パ社宅 横通 中浦 後河内 日後谷 吾田団地 上平野 中平野 向原 釈迦尾ヶ野 十文字 楠原 山ヶ追 板敷の一部	日南市	中央区 岩崎 木山 園田 春日 梅ヶ浜 材木町 西町 上町 下西 下東 瀬西 本町 新町 (上・下) 大手 小川 前鶴 鳥居下 今町 大堂津 桜ヶ丘 川向 星倉住宅 仮屋講 南平 星倉山瀬 中央団地 戸高山瀬 日パ社宅 横通 中浦 後河内 日後谷 吾田団地 上平野 中平野 向原 釈迦尾ヶ野 十文字 楠原 山ヶ追 板敷の一部 <u>南郷町目井津</u>
[略]		[略]	
えびの市	[略]	えびの市	[略]
清武町	<u>上加納の一部 上中野の一部 下中野の一部 南加納の一部 下加納の一部 上大久保の一部</u> 松		

	ノ木田の一部 岡の一部 下今泉の一部 黒坂の一部 一部 永田の一部 上木原の一部 中木原の一部 下木原の一部 正手 西新町 新町	
南郷町	目井津	
[略]		[略]
[略]		[略]

宮崎県告示第 167号

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定（昭和47年宮崎県告示第 644号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
次に掲げる市及び町のうち、別添図面に着色した部分の地域 都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 えびの市 <u>清武町</u> 三股町 高原町 国富町 綾町 高鍋町 新 富町 川南町 都農町 門川町 高千穂町 [略]	次に掲げる市及び町のうち、別添図面に着色した部分の地域 都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 えびの市 三股町 高原町 国富町 綾町 高鍋町 新富町 川 南町 都農町 門川町 高千穂町 [略]

宮崎県告示第 168号

振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定（平成4年宮崎県告示第 482号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
次に掲げる市及び町の区域のうち、別添図面に着色した部分の地域 都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 え びの市 <u>清武町</u> 三股町 高原町 国富町 綾町 高鍋町 新富町 川南町 都農町 門川町 高千穂町 [略]	次に掲げる市及び町の区域のうち、別添図面に着色した部分の地域 都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 え びの市 三股町 高原町 国富町 綾町 高鍋町 新富町 川南町 都農町 門川町 高千穂町 [略]

宮崎県告示第 169号

悪臭物質の規制地域の指定及び悪臭物質の規制基準の設定（平成7年宮崎県告示第 502号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
1 規制地域 次に掲げる市及び町の区域のうち、別添図面に着色した部分の地域 都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 えびの市 <u>清武町</u> 三股町 高原町 国富町 綾町 高鍋町 新 富町 川南町 都農町 門川町 高千穂町 [略]	1 規制地域 次に掲げる市及び町の区域のうち、別添図面に着色した部分の地域 都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 えびの市 三股町 高原町 国富町 綾町 高鍋町 新富町 川 南町 都農町 門川町 高千穂町 [略]

宮崎県告示第 170号

騒音に係る環境基準の地域類型の指定（平成14年宮崎県告示第 192号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

別表 [略]	別表 [略]
付表 宮崎市 都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 えびの市 清武町 田野町 佐土原町 南郷町 三股町 山之口町 高城町 山田町 高崎町 高原町 高岡 町 国富町 綾町 高鍋町 新富町 川南町 都農町 門川 町 北川町 高千穂町 [略]	付表 宮崎市 都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 えびの市 三股町 高原町 国富町 綾町 高鍋 町 新富町 川南町 都農町 門川町 高千穂町 [略]

宮崎県告示第 171号

航空機騒音に係る環境基準の地域類型の指定（平成14年宮崎県告示第 193号）の一部を次のように改正する。

平成22年 3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
1 宮崎空港に係る地域		1 宮崎空港に係る地域	
地域の種類	当てはめる地域	地域の種類	当てはめる地域
I	宮崎市（宮崎市田野町、宮崎市佐土原町及び宮崎市高岡町の区域を除く。）及び清武町の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域である地域	I	宮崎市（宮崎市田野町、宮崎市佐土原町及び宮崎市高岡町の区域を除く。）の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域である地域
II	宮崎市（宮崎市田野町、宮崎市佐土原町及び宮崎市高岡町の区域を除く。）及び清武町の区域のうち、類型 I を当てはめる地域以外の地域。ただし、宮崎空港敷地である地域又は都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域である地域を除く。	II	宮崎市（宮崎市田野町、宮崎市佐土原町及び宮崎市高岡町の区域を除く。）の区域のうち、類型 I を当てはめる地域以外の地域。ただし、宮崎空港敷地である地域又は都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域である地域を除く。

宮崎県告示第 172号

牛、馬、豚、鶏及びみつばちの監視伝染病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第 5 条第 1 項の規定により、検査の対象となる牛、馬、豚、鶏及びみつばちの所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成22年 3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

家畜の種類	監視伝染病の種類	家畜の範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
牛	ブルセラ病	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育する雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 前 2 号の牛と同一施設内で飼育している牛 4 実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	ブルセラ急速凝集反応	県内一円	平成22年 4月1日から 平成23年 3月31日まで
	結核病	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育する雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目	ツベルクリン皮内反応		

		<p>的で飼育している雄牛</p> <p>3 前2号の牛と同一施設内で飼育している牛</p> <p>4 実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛</p>	
	ヨーネ病	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	一般臨床検査及び抗体検査又は細菌検査
	ブルータンク	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	一般臨床検査及び抗体検査
	アカバネ病		
	チュウザン病		
	牛白血病		
	アイノウイルス感染症		
	イバラキ病		
	牛流行熱		
	伝達性海綿状脳症	月齢又は推定月齢が満24月以上で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した死亡牛	エライザ検査
馬	馬伝染性貧血	実施区域内で飼育されている馬で、家畜保健衛生所が検査馬として選定した馬	一般臨床検査及び抗体検査
	馬パラチフス		一般臨床検査及び抗体検査又は細菌検査
	馬伝染性子宮炎		一般臨床検査及び細菌検査
	馬インフルエンザ		一般臨床検査及びウイルス検査
豚	オーエスキー病	実施区域内で飼育されている豚で、家畜保健衛生所が検査豚として選定した豚	一般臨床検査及び抗体検査
	伝染性胃腸炎		
	豚繁殖・呼吸障害症候群		
	豚流行性下痢		
	豚コレラ		
鶏	ニューカッスル病	実施区域内で飼育されている鶏で、家畜保健衛生所が検査鶏として選定した鶏	一般臨床検査及び抗体検査
	家きんサルモネラ感染症		
	鶏マイコプラズマ病		一般臨床検査及びウイルス分離、抗体検査
	高病原性鳥インフルエンザ		
みつばち	腐蛆病	実施区域内で飼育されているみつばちで、家畜保健衛生所が検査みつばちとして選定したみつばち	一般臨床検査又は細菌検査

宮崎県告示第 173号

農業振興地域の指定（昭和46年宮崎県告示第1128号の2）の一部を次のように改正し、同告示で指定した宮崎市及び小林市の区域に係る農業振興地域を次の図面のとおり変更する。

「次の図面」は、省略し、その図面を宮崎県農政水産部農村計画課及び関係市の区域を所管区域とする農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成22年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

本文中「、宮崎郡清武町」を削る。

表清武町の項を削る。

表の備考中「宮崎県農政水産部農村建設課」を「宮崎県農政水産部農村計画課」に改める。

宮崎県告示第 174号

農業振興地域の指定（昭和45年宮崎県告示第1069号の2）の一部を次のように改正する。

平成22年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

本文中「、児湯郡川南町および西諸郡野尻町」を「及び児湯郡川南町」に改める。

表野尻町の項を削る。

宮崎県告示第 175号

昭和48年宮崎県告示第 989号の3で指定した五ヶ瀬町の区域に係る農業振興地域を次の図面のとおり変更する。

「次の図面」は、省略し、その図面を宮崎県農政水産部農村計画

課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成22年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 176号

海岸法（昭和31年法律第 101号）第3条第1項の規定により、昭和34年宮崎県告示第 224号で告示した木崎海岸保全区域の指定を、廃止する。

なお、当該廃止に係る関係図面は、宮崎県農政水産部農村整備課及び宮崎県中部農林振興局において一般の縦覧に供する。

平成22年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 177号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年3月23日から平成22年4月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南 郷線	西都市大字 銀鏡字囲 6 55番 2 地先 から同市同 大字同字 6 62番地先ま で	旧	4.4 ～ 5.0	72.0
				新	6.1 ～ 13.3	72.0

宮崎県告示第 178号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年3月23日から平成22年4月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
225	県道	八重原 延岡線	延岡市小野 町6920番 2 地先から同 市同町6920 番 2 地先ま で	旧	12.0 ～ 12.9	11.7
				新	10.0 ～ 12.0	11.7

宮崎県告示第 179号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年3月23日から平成22年4月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
432	県道	元狩倉 日南線	日南市大字 吉野方字下 菰田 10443 番 1 地先か ら同市同大 字字袴田 3 02番 1 地先 まで	旧	5.1 ～ 51.3	1158.0
				新	10.6 ～ 51.3	1152.2

宮崎県告示第 180号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年3月23日から平成22年4月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
438	県道	北方南 郷線	日南市南郷 町湯上字入 尾7844番 1 地先から同 市同町湯上 同字7845番 地先まで	旧	5.0 ～ 10.0	77.0
				新	7.5 ～ 12.0	77.0

宮崎県告示第 181号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年3月23日から平成22年4月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
39	県道	西都南 郷線	西都市大字 銀鏡字囲 6 55番 2 地先 から同市同	平成22年3月23日

大字同字 6
62番地先ま
で

宮崎県告示第 182号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 3 月23日から平成22年 4 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
432	県道	元狩倉 日南線	日南市大字 吉野方字下 菰田 10443 番 1 地先から 同市同大字 字袴田 3 02番 1 地先 まで	平成22年 3 月23日

宮崎県告示第 183号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 3 月23日から平成22年 4 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 3 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
438	県道	北方南 郷線	日南市南郷 町潟上字入 尾7844番 1 地先から同 市同町潟上 同字7845番 地先まで	平成22年 3 月23日

宮崎県告示第 184号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成22年 3 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
西 都 市	朝 喰	I - 1 - 1021 - 新①	急傾斜地の崩壊
	麻 畑 山	07 - 208 - 1 - 023	土 石 流
	津 々 志	07 - 208 - 2 - 055	土 石 流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西都土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 185号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成22年 3 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 （ 溪 流 ） 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
西 都 市	朝 喰	I - 1 - 1021 - 新①	急傾斜地の崩壊
	麻 畑 山	07 - 208 - 1 - 023	土 石 流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西都土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

訓 令

地方連絡協議会規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成22年 3 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第 3 号

本 庁
各出先機関

地方連絡協議会規程の一部を改正する訓令

地方連絡協議会規程(平成19年訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
名称	位置	設置区域	名称	位置	設置区域
宮崎県中部地方連絡協議会	宮崎市	宮崎市 宮崎郡 東諸県郡	宮崎県中部地方連絡協議会	宮崎市	宮崎市 東諸県郡
宮崎県南那珂地方連絡協議会	日南市	日南市 串間市 南那珂郡	宮崎県南那珂地方連絡協議会	日南市	日南市 串間市
[略]			[略]		

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

公 告

宮崎県土地利用基本計画(昭和56年宮崎県告示第746号)を平成22年3月23日変更したので、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、変更に係る土地利用基本計画(計画書及び計画図)は、宮崎県県民政策部総合政策課中山間・地域対策室並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成22年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 変更の理由

(1) 計画書

国土利用計画法第9条第9項の規定により国土利用計画(全国計画及び都道府県計画)を基本とする計画書について、第四次国土利用計画(全国計画及び宮崎県計画)が策定されたこと等に伴い記載内容を変更する。

(2) 計画図

都市地域として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域並びに農業地域として総合的に農業の振興を図る必要がある地域が生じたため、都市地域及び農業地域を変更する。

2 5地域区分の変更の概要(面積は、計画図により計測したもの)

(1) 総括表

(単位：ヘクタール)

区 分	変更前の面積	変更面積			変更後の面積
		増	減	差 引	
都市地域	88,734	13	-	13	88,747
農業地域	306,338	3	-	3	306,341
森林地域	591,939	-	-	-	591,939
自然公園	95,842	-	-	-	95,842

地 域					
自然保全地域	192	-	-	-	192
計	1,083,045	16	-	16	1,083,061
白地地域	6,644	-	3	△3	6,641

(2) 変更内容の地域区分別概要

(単位：ヘクタール)

変更に係る5地域の名称	関係市町村名	変 更 面 積		
		増	減	差引
都市地域	日向市	13	-	13
農業地域	五ヶ瀬町	3	-	3

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第2号の規定により、東方土地改良区(小林市)が解散した。

平成22年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、前方第2地区県営土地改良事業(都城市、畑地帯総合整備事業)に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成22年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書写し

2 縦覧期間

平成22年3月23日から平成22年4月20日まで

3 縦覧場所

都城市役所農村整備課内、山之口総合支所産業振興課内、高城総合支所産業振興課内

公安委員会規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月23日

宮崎県公安委員会委員長 野 中 玄 雄

宮崎県公安委員会規則第4号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例取扱規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例取扱規則（昭和60年宮崎県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		
特 別 日	習 俗 的 行 事 等	地 域	特 別 日	習 俗 的 行 事 等	地 域
「習俗的行事等」の欄に掲げる行事等が開催される日	まつり えれこっちゃんみやざき	宮崎市全域（田野町、佐土原町及び高岡町を除く。）	「習俗的行事等」の欄に掲げる行事等が開催される日	まつり えれこっちゃんみやざき	宮崎市全域（田野町、佐土原町、高岡町及び清武町を除く。）
	みやざき納涼花火大会 宮崎神武大祭			みやざき納涼花火大会 宮崎神武大祭	
	[略]			[略]	
（初日を除く。）及びその翌日。	こばやし名水まつり	小林市全域（須木を除く。）	（初日を除く。）及びその翌日。	こばやし名水まつり	小林市全域（須木及び野尻町を除く。）
	こばやし秋まつり			こばやし秋まつり	
	[略]			[略]	
ただし、行事等が開催される日が1日の場合にあつては、当該日の翌日			ただし、行事等が開催される日が1日の場合にあつては、当該日の翌日		
	[略]			[略]	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。